資料４－２

新潟米基本戦略
（令和２年改定案）

令　和　３　年　○　月

新　　潟　　県

新潟県農業再生協議会

Ⅰ　基本的な考え方

米については、国内の主食用米の需要が減少している中、事前契約等の確実な需要に基づく生産を基本としつつ、主食用・非主食用米を合わせた米全体での需要拡大と、生産者所得の最大化のための多様な米づくりを推進する。

加えて、大豆・麦等の土地利用型作物については、県内外実需からの需要にしっかりと応えるため、作付面積の拡大と生産性の向上を推進する。

Ⅱ　目指す方向

1　米

銘柄間で需給に差があるため、用途ごとに需要に応じた生産を推進するとともに、事前契約等を推進し、安定的な取引の実現を図る。

併せて、経営規模の拡大に対応し、農作業ピークの平準化や気象災害等のリスク管理の観点から、機械・施設の規模や労力等に応じて的確な品種構成を推進する。

(1)　主食用米

ア　コシヒカリ

家庭内消費が中心であり、需要の減少に見合った生産を行う一方で、良食味・高品質米のニーズに対応するため、食味を重視した米づくりを徹底する。

なお、中山間地域等においては、立地条件を活かし、付加価値の高い米づくりを推進する。

イ　新之助

全国的な認知向上を図り需要を拡大するとともに、高いレベルで安定した食味・品質の確保を最優先とした取組を推進する。

ウ　業務用米

業務用米は、新型コロナウイルス感染症の影響で需要が見通せない中、事前契約で確実な需要を見極め、需要の見込めない米については、多収性品種を中心に非主食用米への転換を推進する。また、生産コスト低減等により、生産者の所得確保を図る。

(2)　非主食用米

加工用米・輸出用米・米粉用米は、県内をはじめ国内外の外食・食品産業等との関係を構築し需要の拡大を図るとともに、生産者の所得確保に向け、多収穫生産やコスト低減を推進する。

米価変動の影響を受けない飼料用米は、国の支援制度を踏まえ、水田フル活用や経営の安定化の観点から活用を図る。

(3)　消費拡大対策

コシヒカリについては、引き続きメディア等を活用し、新潟米のブランド強化につながるＰＲを実施するとともに、新之助については、全国ブランド確立に向けて、首都圏に加え、関西・中京圏を中心に認知向上と販路拡大を図るプロモーション等を展開する。

また、主食用米の急激な需要の減少に対応するため、輸出事業者や企業等と連携を図りながら、輸出用米及び米粉用米の販路開拓を進める。

2　大豆・麦等

大豆・麦については、近年、生産面積が縮小傾向にある中、県内外実需者からの需要に応じた生産を実現するため、排水対策等の基本技術の徹底により品質・収量の高位平準化を図り、安定供給を推進する。

また、中山間地域等における重要品目であるそばは、美しい景観を形成し、新そばの季節には各地でそば祭りが開催されるなど、生産・消費両面で重要な作物であり、安定生産を推進する。

Ⅲ　目標

1　長期目標

令和６年度の米等産出額を 1,585 億円とする。

＜考え方＞

○　米、大豆・麦・そば等の生産物の産出額と、水田活用の直接支払交付金を合わせた額を産出額目標とする。

○　主食用米の生産量は、近年の需給動向に応じ減少させるとともに、非主食用米については拡大を図り、交付金の確保により産出額を向上させる。

○　水稲との作業競合の回避や、労働時間を低減できる大豆・麦については、収量を確保し、国の交付金を活用することで主食用米並みの所得を確保できることから、既存産地を中心に取組の拡大を図る。

参考：近年の米等産出額の推移

	H27	H28	H29	H30
米	1,284	1,484	1,417	1,445
大豆等	16	15	13	12
交付金	72	75	84	71
計	1,372	1,574	1,514	1,528

２　水稲作付比率

担い手への農地集積が進むとともに、異常気象が常態化しつつある中、気象災害へのリスク対応や、機械・施設の有効利用が図られるよう、特に中生品種に集中している地域において品種構成の平準化を図る。

熟期	R2（現状）				
	県全体				
		一般	魚沼	岩船	佐渡
早生	31%	37%	5%	28%	19%
中生	66%	60%	95%	71%	80%
晩生	3%	4%	1%	1%	1%

R6（目標）				
県全体				
	一般	魚沼	岩船	佐渡
維持	維持	10%	30%	20%
60%以下	現状以下	85%	65%	75%
10%以上	10%	5%	5%	5%

※１　令和２年産は、新潟県種子協会による播種用種子の配布実績により推計

※２　ラウンドの関係で計が 100%を超える場合がある

３　年産別生産目標

新潟米の需要に応じた生産に資するよう、直近の需要実績や作柄、需要見通し等を踏まえ、需給環境の適正化を図る生産目標を毎年設定する。

Ⅳ　推進期間

令和３年度から令和６年度とする。

Ⅴ　新潟米基本戦略の実現に向けた取組

１　技術対策等の推進

(1)　水稲

ア　作期分散

品種構成の平準化を図るため、大規模経営体を中心に、リスク分散や経営の効率化の観点から、熟期や用途が異なる複数品種栽培の取組を、必要な機械・施設の整備支援等と合わせて推進する。

イ　基本技術の周知・徹底

コシヒカリを中心とした高品質で良食味な新潟米へのニーズに対応するため、重点的な栽培管理対策を、新潟米異常高温時等管理対策指針（以下、「対策指針」という。）に基づく新潟米技術対策会議での検討を踏まえて毎年度設定し、地域新潟米管理対策検討会等を通じて周知・徹底を図る。

＜栽培管理対策の推進項目＞

○気象変動に対応できる土づくりと根域の確保
○コシヒカリの適期移植と良質茎の安定確保
○適正生育量の確保による籾数過剰の防止
○適正な穂肥と水管理による後期栄養の維持
○適期収穫と適正な乾燥・調製
○病害虫防除の徹底

ウ　異常気象時の対応

緊急時には、対策指針に定める体制により、緊急対策に関する指導方針の決定、技術対策の指示、迅速な情報提供等を行う。

また、平常時においても、緊急時に備えた生育診断、対策実施、情報発信等の体制づくりを進める。

エ　低コスト・省力生産の推進

稲作経営体の大規模化や高齢化に対応するとともに、新潟米の価格競争力の向上につなげるため、スマート農業等の先進的な技術に関する情報提供や実証・展示ほの設置等による技術支援、機械・施設等の導入支援などにより低コスト・省力化の取組推進を図る。

(2)　大豆・麦等

安定的に収量・品質を確保するためには、排水対策等の基本技術対策を徹底することが重要であり、その確実な実践を推進する。また、連作障害回避のため、ブロックローテーションや輪作体系を推進するとともに、労力分散や機械・農地の有効利用の観点から、大規模経営体を中心に、国の支援策等を活用し導入を推進する。

併せて、基本技術の実践及び重点技術の普及拡大を図るため、農林県単等の事業を活用した経営体を重点対象として位置づけ技術の推進を図る。

2　各段階における役割

生産者や集荷業者・団体の自主的な経営判断に基づいた需要に応じた生産・販売に資するよう、県・地域農業再生協議会及び認定方針作成者の役割を規定する。

(1)　県農業再生協議会

需給動向に応じた生産目標を設定するとともに、地域農業再生協議会、認定方針作成者、農業者及び関係機関に対し新潟米の販売状況等の情報提供を行う。

また、産地交付金の県枠を活用し、県全体の主食用米から非主食用米等への転換を推進する。

(2)　地域農業再生協議会

需要動向に応じた適切な地域目標の設定や、認定方針作成者等に対し、需要に応じた生産・販売に向けた取組への助言等を行う。

また、産地交付金等を有効に活用し、主食用米から非主食用米等への転換を図り、地域の実情に応じた特色ある産地づくりを進める。

(3)　認定方針作成者

農業者に対し需要に応じた生産・販売に資する情報を提供するとともに、全国及び県の需給動向を踏まえつつ、複数年・は種前等の事前契約による確実な需要に基づく主食用米の生産を推進する。

また、主食用・非主食用米の需要の確保に努める。

併せて、高収益農業に資する米以外の大豆・麦等を推進する。

Ⅵ　技術開発等

1　異常気象等への対応

近年、異常気象が常態化していることから、フェーン現象等の気象変動に対応できるよう、フェーンのリスク予測の手法を検討し、水管理、施肥等の栽培管理技術について開発を進める。

併せて、高温、乾燥条件においても品質が低下しづらい高温耐性新品種の開発を進める。

2　規模拡大等に対応したスマート農業への対応

スマート農業は、生産性の向上につながるとともに、熟練農業者のノウハウをデータ化・自動化することで、初心者でも取り組みやすい農業の実現に寄与することから、民間企業や農業法人等と連携し、共同研究や現地実証による取組を進める。

Ⅶ　推進体制
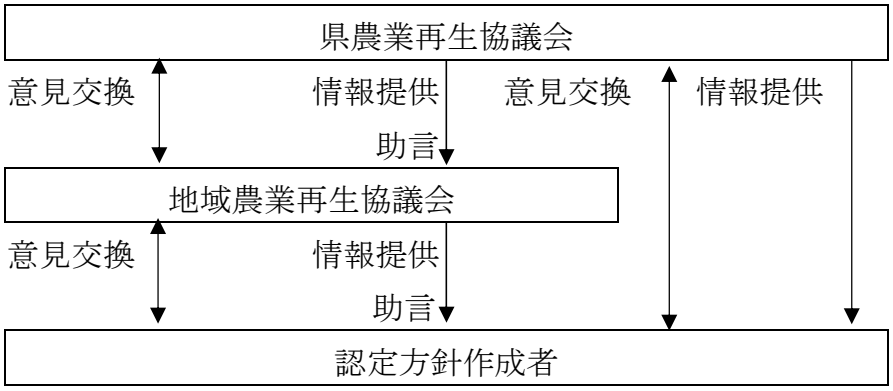
新潟県及び新潟県農業再生協議会は、地域農業再生協議会や認定方針作成者と連携し、本県における米政策の円滑な推進を図る。